

令和2年6月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第21号

松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員安達君年氏の任期は、令和2年6月19日で満了となるが、後任として橋本雄二氏を同委員に選任することについて同意を求めるもの

2 任期

令和2年6月20日から令和6年6月19日まで

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて（松伏町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

1 趣旨

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、緊急に松伏町後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じ、令和2年4月30日に松伏町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 保険料徴収等に係る事務の追加（第6条関係）

町が行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加する。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和2年5月1日

議案第23号

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度松伏町一般会計補正予算（第1号））

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金の給付に伴い、緊急に令和2年度松伏町一般会計予算を補正する必要性が生じ、令和2年5月1日に令和2年度松伏町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、その承認を求めるもの

2 内容

(1) 当初予算額	8,746,000千円
(2) 補正予算額	2,966,596千円
(3) 合計	11,712,596千円

議案第24号

松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、個人の町民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置を講じ、固定資産税における所有者不明土地等に係る課税上の課題に対応するための制度を創設し、及び延滞金の特例基準割合の名称を変更し、並びに新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置を講じるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 個人の町民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置

(ア) 非課税措置の見直し（第24条関係）

令和3年度以後の各年度の個人の町民税の非課税措置について、寡婦のうち生計を一にする前年の合計所得金額が48万円以下の子を有する者、寡夫及び未婚のひとり親を統合してひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加える。

(イ) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（第34条の2関係）

ひとり親控除及び寡婦控除については、所得制限を設け、ひとり親については、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用し、ひとり親以外の寡婦については、寡婦控除（控除額26万円）を適用する。

イ 町民税等の減免に係る申請の期限の変更（第51条、第71条、第89条、第90条及び第111条の3関係）

町民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び特別土地保有税の減免に係る申請の期限を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
納期限前7日まで	納期限まで

ウ 固定資産税における現に所有している者の申告の制度化（第74条の3関係）

町内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合において当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）に対し、当該所有者が町に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告する制度を設ける。

エ 軽量の葉巻たばこに係る町たばこ税の課税方式の見直し（第94条関係）

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

オ 延滞金の特例基準割合の名称の変更及び法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合の特例の見直し（附則第3条の2関係）

(ア) 延滞金の特例基準割合の名称を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
特例基準割合	延滞金特例基準割合

(イ) 法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	平均貸付割合+0.5%

カ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（附則第10条の2関係）

中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準を当該事業の用に供する家屋及び構築物に対して新たに固定資産税を課されることとなった年度から3年度間は、その価格に0を乗じて得た額とする。

キ 軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び環境性能割の税率の特例措置の延長（附則第15条の2関係）

軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び軽自動車税の環境性能割の税率を10

0分の1とする特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

ク 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例（附則第25条関係）
個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、市町村放棄払戻請求権相当額の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除を適用することとする。

ケ その他規定の整備

(2) 松伏町税条例の一部改正（第2条）

ア 軽量の葉巻たばこに係る町たばこ税の課税方式の見直し（第94条関係）

令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

イ 法人税法における連結納税制度の見直しに伴う規定の整備

ウ その他規定の整備

(3) 松伏町国民健康保険税条例の一部改正（第3条）

ア 国民健康保険税の減免に係る申請の期限の変更（第24条関係）

国民健康保険税の減免に係る申請の期限を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
納期前7日まで	納期限まで

イ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に係る国民健康保険税の課税の特例の追加（附則第4項関係）

長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定を追加する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、アからオまでに掲げる規定は、当該アからオまでに定める日

ア 2（1）エ 令和2年10月1日

イ 2（1）ア、オ、ク及び2（3）イ 令和3年1月1日

ウ 2（1）イ及び2（3）ア 令和3年4月1日

エ 2（2）ア 令和3年10月1日

オ 2（2）イ 令和4年4月1日

(2) 経過措置

ア 延滞金に関する経過措置

2（1）オは、施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

イ 町民税に関する経過措置

（ア）2（1）アは、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（イ）その他必要な経過措置を講ずる。

ウ 固定資産税に関する経過措置

2（1）ウは、施行日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

エ 町たばこ税に関する経過措置

2（1）エ及び2（2）アの施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 25号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について定めるための条例の改正

2 内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給（附則第2項関係）

給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができない場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

(2) 支給額（附則第3項関係）

傷病手当金の額は、1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とする。ただし、健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

(3) 傷病手当金の支給期間（附則第4項関係）

傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整（附則第5項関係）

新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、2（2）により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

3 施行期日等

公布の日。2は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 26号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対する防疫作業手当の特例を定めるための条例の改正

2 内容

防疫作業手当の特例（附則第2項及び第3項関係）

新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対して防疫作業手当を支給することとし、当該手当の額は、1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業等に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

3 施行期日等

公布の日。2は、令和2年5月22日から適用する。

議案第 27号

松伏町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還免除の対象範囲を拡大するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 償還免除の対象範囲の拡大（第15条関係）

災害援護資金の償還免除事由として、死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けた場合に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第28号

松伏町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金に係る特例基準割合の名称を変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 延滞金に係る特例基準割合の名称の変更（附則第2項関係）

延滞金に係る特例基準割合の名称を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
特例基準割合	延滞金特例基準割合

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第29号

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金に係る特例基準割合の名称及び保険料の減免に係る申請の期限を変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 保険料の減免に係る申請の期限の変更（第10条関係）

保険料の減免に係る申請の期限を次のとおり変更する。

対 象 者	現 行	改 正 後
普通徴収の方法により保険料を徴収されている者	納期限前7日まで	納期限まで
特別徴収の方法により保険料	特別徴収対象年金給付の	特別徴収対象年金給付の

を徴収されている者	支払日前7日まで	支払日まで
-----------	----------	-------

(2) 延滞金に係る特例基準割合の名称の変更（附則第6条関係）

延滞金に係る特例基準割合の名称を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
特例基準割合	延滞金特例基準割合

(3) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日。ただし、2（1）は、令和3年4月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第30号

松伏町手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付の手数料を定め、及び個人番号カードに係る通知カードの再交付の手数料を廃止するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 住民票の除票の写し等の交付の手数料の新設（別表関係）

住民票及び戸籍の附票の除票に関する手数料を次のように定める。

手数料を徴収する事項	手数料の金額
住民票の除票の写しの交付	1件につき 300円
戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき 300円
住民票の除票の記載事項に関する証明	1件につき 300円

(2) 個人番号カードに係る通知カードの再交付の手数料の廃止（別表関係）

個人番号カードに係る通知カードの再交付の手数料を廃止する。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第31号

松伏町農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金に係る特例基準割合の名称を変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 延滞金に係る特例基準割合の名称の変更（附則第2項関係）

延滞金に係る特例基準割合の名称を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
特例基準割合	延滞金特例基準割合

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町農業集落排水事業分担金条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第32号

松伏町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

町税に準じて、延滞金に係る特例基準割合の名称を変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 延滞金に係る特例基準割合の名称の変更（附則第2条関係）

延滞金に係る特例基準割合の名称を次のとおり変更する。

現 行	改 正 後
特例基準割合	延滞金特例基準割合

(2) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 経過措置

改正後の松伏町後期高齢者医療に関する条例附則第2条は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第33号

松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修を実施することができる者に中核市の長を加えるための条例の改正

2 内容

放課後児童支援員認定資格研修を実施することができる者の追加（第10条関係）

放課後児童支援員認定資格研修を実施することができる者に中核市（※）の長を加える。

※ 中核市とは、地方自治法第252条の22第1項に規定する政令で指定する人口20万人以上の市をいう。

3 施行期日

公布の日

議案第34号

松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義

務を緩和し、及び居宅訪問型保育事業者が提供する保育の要件を明確化するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 連携施設の確保義務の緩和（第6条関係）

町長が調整を行うに当たり、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすることができる。

(2) 居宅訪問型保育事業者が提供する保育の要件の明確化（第37条関係）

保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育事業者による保育の提供が可能であることを明確化する。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第35号

松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保義務を緩和するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 連携施設の確保義務の緩和（第42条関係）

町長が調整を行うに当たり、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要とすることができる。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第36号

松伏町中間処理場整備工事（1期工事）請負契約の締結について

1 工 事 名	松伏町中間処理場整備工事（1期工事）
2 施 工 箇 所	松伏町大字築比地地内
3 履 行 期 限	令和3年3月22日
4 請 負 金 額	441,936,000円
5 請 負 業 者	東京都千代田区五番町4番地7 株式会社ナカノフド一建設 代表取締役 竹谷 紀之 代理人 北関東支店長 川口 康治

議案第37号

財産の取得について

- 1 財産の種類 物品
- 2 財産の内容 町立小中学校校内LAN構築に係る機器一式
- 3 取得金額 50,477,075円
- 4 契約の相手方 神奈川県川崎市中原区中丸子13番地2
株式会社富士通エフサス
代表取締役 小林 俊範
代理人 関越支社 情報ビジネス部長 佐藤 明男

議案第38号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

- 1 趣旨
鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するもの
- 2 内容
鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更

変 更 前	変 更 後
鴻巣行田北本環境資源組合	彩北広域清掃組合
- 3 施行期日等
埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議案第39号

令和2年度松伏町一般会計補正予算（第2号）

- 1 補正前予算額 11,712,596千円
- 2 補正予算額 297,190千円
- 3 合 計 12,009,786千円

議案第40号

令和2年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 当初予算額 3,306,483千円
- 2 補正予算額 111千円
- 3 合 計 3,306,594千円